

# 障害区分の解説

				障 害 区 分 名	解 説	
肢 体 不 自 由 1	切 断 又 は 機 能 障 害	立 位	上 肢	切 断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
				両上腕	両上腕の切断者	
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
			機 能 障 害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者		
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者		
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者		
			下 肢	切 断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
		両下腿		両側の下腿の切断者		
		両大腿		両側の大腿の切断者		
		片下腿および片大腿		片下腿の切断及び片大腿の切断者		
		機 能 障 害		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者			
		両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者			
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者			
		上 下 肢	切 断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
多肢切断	三肢以上の切断者					
機 能 障 害	片上肢不完全および片下肢不完全		片上肢不完全及び片下肢不完全の者			
	片上肢完全および片下肢完全		片上肢完全及び片下肢完全の者			
体 幹	体 幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分に該当しない。				
肢 体 不 自 由 2	脊 髓 損 傷 等	陸 上 競 技	脳 原 性 麻 痺 以 外 で 車 い す 常 用 又 は 使 用	第 6 頸 髄 まで 残 存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	
				第 7 頸 髄 まで 残 存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
				第 8 頸 髄 まで 残 存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
				下 肢 麻 痺 で 座 位 バ ラ ン ス な し	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。	
				下 肢 麻 痺 で 座 位 バ ラ ン ス あ り		
				そ の 他 の 車 い す	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)	
				水 泳	脊 髓 損 傷 等 (脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	水 泳
	第 8 頸 髄 まで 残 存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)				
	下 肢 麻 痺 で 座 位 バ ラ ン ス な し	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。				
	下 肢 麻 痺 で 座 位 バ ラ ン ス あ り		座位バランスのある脊髄損傷者等 ※(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。			

			障害区分名	解説		
3	肢体不自由	脳原性麻痺(脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等)	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
					けて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
				片上下肢で車いす使用	片側の upper 肢と下肢で車いすを操作する者	
				上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者 ※ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものは、この区分に該当する。	
			立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることをできない者	
				上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
				その他走可能	※「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。	
			水泳	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	
				上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	
				両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能		上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者		
		片側障害で片上肢機能全廃		片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者		
		その他の片側障害で走不能		片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者		
		その他走可能		上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者		
		卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
				杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
			立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者		
		その他			電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者
			浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害のあるもので、浮具を使用する者		
視覚障害			視力0から0.01	※視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。 ※両眼の視力の和が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。		
			その他の視覚障害			
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			聴覚障害	区分しない		
知的障害			知的障害	区分しない		
内部障害			ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない		
精神障害			精神障害	区分しない		